



令和3年度からの介護保険料を改定します

【問合せ先】高齢者支援課 ☎72-5189 税務課 ☎72-5156

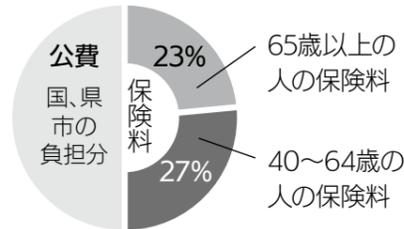
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画で推計した介護保険事業の運営に係る費用を基に、3年ごとに算定します。今回、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3～5年度の介護保険料を改定します。

介護サービス費用の財源と介護保険料の算定

介護保険財源は、50%が公費(税金)で、残りの50%が40歳以上の方が負担する介護保険料で構成されています。

今回の改定による基準月額(第5段階)は、現行より50円引き下げを行い、5,250円となりました。減額の要因としては、高齢者の自立支援・重度化防止につながる取り組みを積極的に行ったことに対する、国からの新たな交付金などが考えられます。

介護保険の財源(令和3～5年度)



65歳以上の方の介護保険料(第1～3段階の軽減反映済み)

第8期の基準額を基に、所得等の段階(9段階)に応じた介護保険料を算定し、令和3～5年度における所得段階別の介護保険料を下表のとおり決定しました。

所得段階	住民税	対象者	保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.3	18,900円 (1,575円)
第2段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.5	31,500円 (2,625円)
第3段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額 ×0.7	44,100円 (3,675円)
第4段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.9	56,700円 (4,725円)
第5段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	63,000円 (5,250円)
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.2	75,600円 (6,300円)
第7段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3	81,900円 (6,825円)
第8段階	本人課税	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	94,500円 (7,875円)
第9段階	本人課税	前年の合計所得金額が320万円以上の者	基準額 ×1.7	107,100円 (8,925円)

※合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」および「公的年金などに係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。

※平成30年度税制改正に伴い、意図せざる影響や不利益が生じないよう、所得金額の控除を反映します。



市外の方が国東市でワクチン接種をしたいときの手続きについて(新型コロナウイルスワクチン接種)

【問合せ先】新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎73-0567

Q 住民票は市外にありますが、国東市でワクチン接種をしたいときは、どうすればよいですか？

原則、住民票所在地の市町村で接種を行います。やむを得ない理由がある方につきましては市に申請することで、住民票所在地以外で接種ができる場合があります。やむを得ない理由で、住所外で接種を受けることができる方は、下記のとおりです。

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者
- その他、市町村長がやむを得ない事情があると認める者

また、下記の方につきましては、市への届出を省略することができます。

- 入院・入所者
- 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- 災害による被害にあった者
- 勾留または留置されている者、受刑者
- 住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者
- 副反応のリスクが高いなどのため、体制が整った医療機関での接種を要する場合
- 市町村外からの医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合

※なお、住民票が国東市にある方で、市外で接種したい方につきましては、接種をしたい医療機関のある市町村へお問い合わせください。

市外に住民票がある方が、国東市でワクチン接種をする場合の申請方法

- ①郵送申請 「住所地外接種届」、「接種券の写し(コピーなど)」、返信用封筒を同封して、下記まで郵送してください。受理後、記載内容に不備がなければ「住所地外接種届出済証」を郵送で交付します。

〒873-0502 大分県国東市国東町田深297-12(国東保健センター内)
国東市新型コロナウイルスワクチン接種対策室

- ②窓口申請 「住所地外接種届」と「接種券(または接種券の写し)」を国東市新型コロナウイルスワクチン接種対策室までご提出ください。受理後、記載内容に不備がなければ「住所地外接種届出済証」を交付します。

- ③WEB申請 厚生労働省のWEBサイト(コロナワクチンナビ)で、接種券の再発行申請を行います。申請内容に不備がなければ、接種券を郵送により交付します。

- 申請受付期間 新型コロナウイルスワクチン接種は、年齢などで接種を受けることができる時期が異なります。住所地外接種者が接種を受けることができる順番になった際に、申請を受け付けます。

※「住所地外接種届出済証」を交付しない場合もあります。

ご質問などがありましたら、新型コロナウイルスワクチン接種対策室までお気軽にお問い合わせください。